

第8回農業委員会定例会(議事録)

1. 日 時	平成30年8月30日(木)	午前 10時 00分	午前 10時 30分
2. 場 所	竹原市民館 2階 第2,3会議室		
3. 出席農業委員 欠席農業委員	1 西野委員, 2 赤坂委員, 3 石本委員, 4 山元委員, 5 祐本委員		
出席推進委員	土居敏一委員, 下垣内委員, 山本委員, 土居民喜委員		
4. 説明員	國川事務局長, 河村係長, 高重主事, 山田主事, 佐藤主事, 西原技師		
5. 審議案件	議案第26号	農地法第4条の規定による許可申請について	
	議案第27号	農地法第5条の規定による許可申請について	
	議案第28号	竹原市の農業振興地域整備計画変更(案)の協議について	
	報告第8号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から平成30年第8回竹原市農業委員会総会を開催致します。本日の議事録署名者に、4番 山元委員を指名いたします。
議 長	それでは、日程第1、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>申請地は、竹原市下野町 4229 番 3, 4229 番 4, 4229 番 6 の 3 筆で、地目は 3 筆とも田、面積は合計で 657 m²の農地で、用途が定められた区域にある農地で、第3種農地です。本件は宅地造成のみを目的とするもので原則許可することができないこととなっておりますが、例外として施工規則第 47 条第 5 号(へ)で【都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている土地の区域（農業上の土地利用との調整が整ったものに限る）内において工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するための農地等を転用する場合であって、当該農地等がこれらの施設の用に供されることが確実に認められるとき。】に該当するものと判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。
土居敏一推進委員	<p>申請地は、下野町の竹原市立中通小学校より南東に 300m 付近にあります。申請の事由は、宅地造成のため申請されたものです。また、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	つぎに、日程第2、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。1番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>1番の申請地は、竹原市西野町 1612 番 1, 1613 番, 1614 番 1, 地目は 3 筆とも畑、面積は合計で 584 m²の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で 2 種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	現地確認を行った、下垣内推進委員から、補足説明をお願いします。
下垣内推進委員	申請地は、西野町にある西野大橋バス停より東へ200m付近の位置にあります。申請の事由は、駐車場9区画を整備し、所有権を移転するため申請されたものです。また、現地確認時、大きな栗の木がありましたが、草が茂っていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	2番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	2番の申請地は、竹原市西野町1863番2、地目は田、面積は430㎡の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った、下垣内推進委員から、補足説明をお願いします。
下垣内推進委員	申請地は、西野町にあるセブンイレブン竹原西野店の西側にあります。申請の事由は、営業用店舗を改築するため、賃借権を設定するため申請されたものです。また、現地確認時、耕作されていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	3番、4番については関連がありますので一括審議いたします。事務局の説明

	をお願いします。
局 長	3番の申請地は、竹原市下野町 4229 番 5、地目は田、面積は 221 m ² の農地です。4番の申請地は、竹原市下野町 4229 番 1、地目は田、面積は 153 m ² の農地です。用途が定められた区域にある農地で、第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った、土居敏一推進委員から、補足説明をお願いします。
土居敏一推進委員	申請地は、議案第 26 号の一画にあります。3番の申請の事由は、自己住宅を建築し、所有権を移転するため申請されたものです。4番の申請の事由は、進入路を整備し、所有権の一部を移転するため申請されたものです。現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	5番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	5番の申請地は、竹原市福田町 1277 番 2、1279 番 1、地目は2筆とも畑、面積は合計で 196.43 m ² の農地です。用途が定められた区域にある農地で、第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った、山本推進委員から、補足説明をお願いします。
山本推進委員	申請地は、福田町の東川に架かる国道 185 号東川橋より南へ 170m 付近の位置にあります。 申請の事由は、取付道路を整備し、所有権を移転するため申請されたものです。また、現地確認時、住家が立てられ宅地として使用されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑、意見なし」の声あり

議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>つぎに、日程第 3、議案第 28 号「竹原市の農業振興地域整備計画変更(案)の協議について」を議題と致します。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは、議案第 28 号について説明致します。</p> <p>本議案につきましては、竹原市の農業振興地域整備計画に係る、いわゆる農振農用地からの除外に対する農業委員会の意見の決定という議題となっております。</p> <p>今回の除外につきましては、1 番、2 番、4 番が太陽光発電施設の設置のための各 1 筆、3 番が同じく太陽光発電施設の設置のための 3 筆となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>除外申請地すべての現地確認を行った、土居民喜推進委員から、補足説明をお願いします。</p>
土居民喜推進委員	<p>1 番、2 番、3 番、4 番の申請地は、竹原町皆実町にある皆実会館より東へ約 400m 付近にあります。</p> <p>申請の事由は、全件数とも太陽光発電施設を設置するために除外申請されたものです。また、現地確認時、1 番、2 番、3 番の内、農道より南側の 2103 番地は草が茂り耕作されていませんでした。3 番の内、農道より北側の 2108 番地、2109 番地は野菜が作付され、4 番はブドウが植えられていました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>農業振興地域の農用地除外の検討事項について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
局 長	<p>それでは、全件数の除外についての検討事項から説明致します。</p> <p>農振農用地における農用地については、原則除外ができないこととなっておりますが、除外要件の一つ目として、区域外の土地を利用することによって、事業計画を達成できるかについてですが、申請書に添付された申請者の土地所有状況と、事業計画からみて、他に代えることが出来ないことが認められます。</p> <p>次に、この変更により、周辺の農地の利用状況や、集団化を阻害しないかどうかについてですが、申請書に添付された「利害関係人に関する同意書」により、周辺の農地所有者及び耕作者の同意を得ており、支障はないものと認められます。</p> <p>次に当該変更により、効率的かつ安定的な農業経営を行う者の集積の妨げにならないかについてですが、申請地については、利用権設定等もなく、また周辺農</p>

	<p>家については、先程の「利害関係人に関する同意書」により、同意を得ております。</p> <p>次に、当該変更により、農用地区域内の農業施設等に影響を及ぼす恐れがないかについては、現地確認により周辺に影響のある農業施設が無いことを確認しております。</p> <p>最後に、当該土地が農業公共投資の対象である場合、その完成後、農林水産省令で定める期間を経過しているかどうかですが、本件は該当しません。</p> <p>以上が除外の検討項目となりますが、全ての項目について、除外の要件を満たしているものと思われま。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、異議がない旨回答することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって異議がない旨竹原市長へ回答することに決定いたします。</p>
議 長	<p>つぎに、日程第4、報告第8号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局より説明申し上げます。</p>
局 長	<p>それでは、報告第8号について説明を致します。平成30年7月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。</p> <p>件数は2件、筆数は畑19筆、面積は6,443㎡の届出がありました。</p> <p>詳細につきましては、参考資料の届出台帳をご覧ください。</p>
議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
事務局	<p>一般報告や協議事項はありません。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、第8回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

平成30年 9月28日

議 長 祐本 征武

署名委員 山元 禮子